

指定障害者支援施設の設備基準

根 拠 法 令

指定障害者支援施設の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第44条第2項)

秋 田 県 の 条 例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。

(秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 第3条)

厚生労働省令で定める基準

<設備基準>

指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者施設施設等の人員、設備及び運営に関する基準 第6条第1項、第2項)

指定障害者支援施設の設備基準

	主な諸室	特記事項
1	訓練・作業室	・専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。 ・訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ・訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
2	居室	・居室の定員は、4人以下とすること。 ・地階に設けてはならないこと。 ・利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9 m²以上とすること。 ・寝台又はこれに代わる設備を設けること。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
3	食堂	・食事の提供に支障がない広さを有すること。 ・必要な備品を備えること。
4	浴室	・利用者の特性に応じたものとすること。
5	洗面所	・居室のある階ごとに設けること。 ・利用者の特性に応じたものであること。
6	便所	・居室のある階ごとに設けること。 ・利用者の特性に応じたものであること。
7	相談室	・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
8	廊下幅	・幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。 ・廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。